

議案第 17 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 13 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 4（第 2 条関係） その他の手数料				別表第 4（第 2 条関係） その他の手数料			
	手数料の種類	手数料の金額			手数料の種類	手数料の金額	
1～	(略)	(略)		1～	(略)	(略)	
12				12			
13	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号） <u>第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長期優良住宅建</u>			13	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号） <u>第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建</u>	(1) 一戸建ての住宅 共同住宅等	新築の場合 6,000 円 増築又は改築の場合 10,000 円 新築の場合 一戸につき、 13,000 円を申請住戸数（申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数。この項

築等計画の認定の申請に対する審査

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1	一戸建ての住宅	新築の場合 8,000円 増築又は改築の場合 13,000円
	共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をい	新築の場合 17,000円 増築又は改築の場合 25,000円

築等計画の認定の申請に対する審査

する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り、)が提出された場合	一戸建ての住宅	において同じ。)を除いて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)増築又は改築の場合一戸につき、21,000円を申請住戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているもの)の写しが提出され	共同住宅等	一戸につき、72,000円を申請住戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

	項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合	以下13の項において同じ。)	
	(2)	(略)	(略)
	(1) 以外の場合	共同住宅等	新築の場合 127,000円
			増築又は改築の場合 194,000円
1 4	(略)		(略)
1 5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請		(略)
1 6 ~2 5	(略)		(略)

	た場合		
	(3)	(略)	(略)
	(1) 又は(2)以外の場合	共同住宅等	新築の場合 一戸につき、 127,000円を申請住戸数で除して得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
			増築又は改築の場合 一戸につき、 194,000円を申請住戸数で除して得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
1 4	(略)		(略)
1 5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請		(略)
1 6 ~2 5	(略)		(略)

備考 (略)	備考 (略)
--------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第4の13の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされる申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の別表第4の13の項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）がある場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正前の別表第4の13の項中「一戸につき、13,000円を申請住戸数（申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数。この項において同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「13,000円」と、「一戸につき、21,000円を申請住戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「21,000円」とする。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明